

支援業務実施計画書

(支援業務の概要及び実施の方法に関する事項)

「社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会」は、住宅確保要配慮者が円滑に住居に入居できるよう支援するため、以下の業務を実施していくものとする。

1. 支援業務事業実施の背景及び方針等

社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会（以下、稲沢市社協）は、市からの委託を受け、生活困窮者自立相談支援事業、基幹型地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、成年後見センター、生活支援体制整備事業等を担っている。それぞれの分野において、居住に関する課題への対応を求められることが多くなってきており、居住支援の必要性が高まっている。

居住支援法人の指定を受け、不動産業者との連携を進め、得意とする福祉分野の多機関連携を通し、居住支援を実施する。

2. 支援業務を行う区域

稲沢市

3. 支援業務の対象とする住宅確保要配慮者の範囲

高齢者、障害者、生活困窮者

4-1. 支援業務の具体的内容及び実施方法

(1) 登録事業者からの要請に基づく、登録住宅入居者の家賃債務の保証（法第 62 条第 1 号業務）

必要が生じた場合は、国の家賃債務保証の登録事業者である一般財団法人高齢者住宅財団（登録 No4）と連携する。

(2) 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助（法第 62 条第 2 号業務）

①入居に関する相談、情報の提供

次のとおり相談窓口を設置し、入居相談ならびに情報提供を行う。

- ・設置場所：稲沢市社協内 福祉総合相談窓口（稲沢市役所 東庁舎内）
- ・開設時間：月～金 9 時 00 分から 17 時 00 分まで（年末・祝日は除く）
- ・周知方法：稲沢市社協ホームページや広報誌「い～な」にて周知

稲沢市福祉部局、市内の福祉専門職との担当者会議を通じて周知
入居者、大家向けのリーフレットを作成し、適宜配布

②住まい探し・同行支援

相談員は、住宅確保要配慮者の賃貸住宅入居を円滑に行うため、相談者のニーズを的確に把握し、稲沢市社協の協力不動産店と連携し、物件情報を収集し、本人の希望とのマッチングを行う。必要に応じて、不動産会社や物件内覧の同行支援を実施する。

③入居手続き支援

住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居が円滑に進むよう、契約手続きや行政手続き等の支援を行う。

(3) 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助（法第 62 条第 3 号業務）

①生活相談対応

福祉総合相談窓口 対象：生活困窮者

障害者基幹相談支援センター 対象：障害者

基幹型地域包括支援センター 対象：高齢者

②支援方針の検討

法人内で検討後、稲沢市（福祉課等）とさらに協議

相談者の状況や相談内容に合わせて、福祉制度・生活支援サービス等の利用に関して、多機関と協働し包括的な支援に向けて調整を実施する。

(4) 賃貸住宅の賃貸人に対する、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るための必要な情報の提供（法第 62 条第 4 号業務）

①研修会等の開催

不動産オーナーや仲介業者に対して、年 1 回の頻度で当法人の活動内容等について、情報提供を行う。また、協力不動産店に対しては、意見交換会を年 2 回程度開催する。

(5) 賃借人である住宅確保要配慮者からの委託に基づく、当該住宅確保要配慮者が死亡した場合における当該住宅確保要配慮者が締結した賃貸借契約の解除並びに当該住宅確保要配慮者が居住していた住宅及びその敷地内に存する動産の保管、処分その他の処理（法第 62 条第 5 号業務）

実施しない。

(6) 附帯業務（法第 62 条第 6 号業務）

① 協力不動産店との連携

入居相談を受けた際、『情報共有シート』を活用し物件情報の照会依頼をする。

入居中の方に課題がある場合は、相談窓口にお繋ぎいただく。

② 就労支援 ③ 家計改善支援

②③は、既存の事業で対応するため、居住支援法人としての実績としない。

4-2 住宅確保要配慮者から対価を得て支援業務を行う場合

(1) 当該支援業務の内容

①賃貸借契約における緊急連絡先引き受け事業

緊急連絡先がないことが理由で、賃貸借契約が進まない者に対して、スムーズに住居が確保できるように、稲沢市社協が緊急連絡先を引き受ける。

(2) 対価及び提供の条件

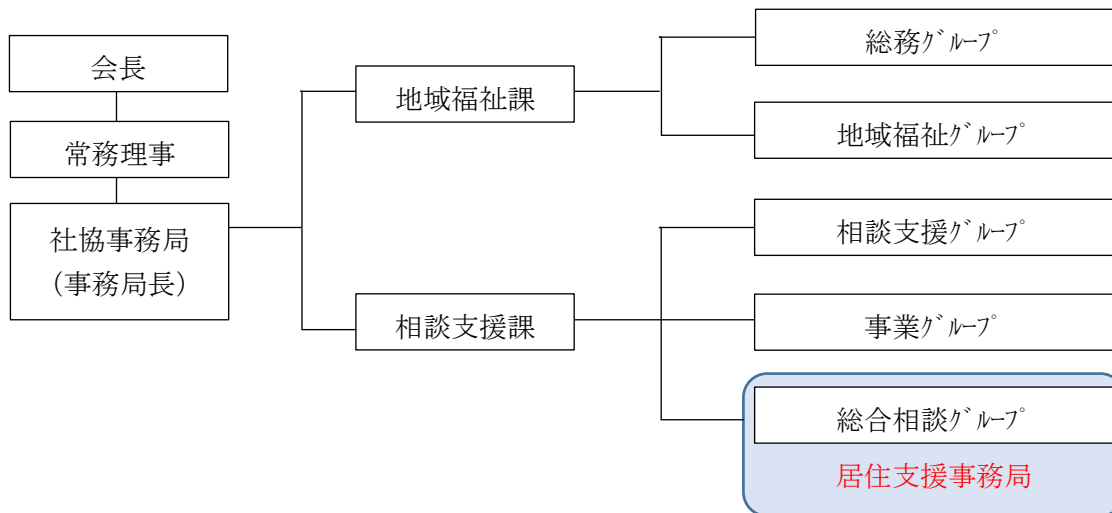
- ・ 利用料 6,000 円/年 (年1回、対面で受領)
- ・ 稲沢市内への転居でかつ、緊急連絡先を確保することが困難な住宅確保要配慮者。
ただし、生活保護受給中の方は、対象外とする。

(組織、人員及び運営に関する事項)

5. 支援業務の組織及び運営に関する事項

(1) 支援業務を実施する組織体制

組織図 (全体)



*会計処理について

- ・ 稲沢市社協本部の本経理とは別会計とする。
- ・ 債務保証業務及びこれに附帯する業務、残置物処理等業務及びこれに附帯する業務とそれら以外の業務で区分経理する。(法第 66 条)
- ・ 帳簿等は施錠できるキャビネットに保管する。
- ・ 保管方法は毎年度、事業ごとにファイリングする。
- ・ 帳簿の備付け等は、法第 67 条並びに合同規則 48 条及び第 49 条を遵守する。
- ・ 保管は 5 年とする。

(2) 人員・運営体制

<居住支援事務局>

所属名	相談支援課	総合相談グループ (福祉総合相談窓口)
責任者	1 名 (事務局長)	
副責任者	1 名 (総合相談グループリーダー)	
担当者	2 名 (兼務)	

(3) 支援業務を行う事務所の所在地

- ・ 設置場所：稲沢市社協内 福祉総合相談窓口 (稲沢市役所 東庁舎内)
- ・ 開設時間：月～金 9 時 00 分から 17 時 00 分まで (年末・祝日は除く)
- ・ TEL：0587-32-1484 MAIL：294sumai@inazawa-shakyo.or.jp

(4) 法人が居住支援事業を行う意思決定の経過

令和4年2月25日に開催した評議員会において、今後の居住支援事業の実施について諮り、承認を得た。定款に反映済み。

(5) 個人情報の取り扱いについて

個人情報については、稲沢市社協個人情報保護に関する方針に基づき適正に管理する。

(地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項)

(1) 地方公共団体との連携に関する事項

- ・ 居住支援意見交換会を開催し、稲沢市福祉課、高齢介護課、建築課に参加していただき連携体制について協議している。
- ・ 愛知県住宅確保要配慮者居住支援協議会へ加入し、法人部会等に積極的に参加。
- ・ 市役所内に窓口を配置している。

(2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項

- ・ 協力不動産店登録を募り、物件情報を円滑に収集する仕組みができています。
- ・ 意見交換会に、協力不動産店に参加いただいている。
- ・ 市から、障がい者基幹相談支援センター、基幹型地域包括支援センターを受託しており、各分野の支援機関との連携体制を構築している。

(支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項)

(1) 人材の確保及び資質の向上に関する事項

居住支援協議会・居住支援に関係する外部組織や全国団体等が主催する研修会に積極的に参加し、住宅・福祉等の専門的知識や多角的視点、他の居住支援法人の取組み事例等を把握する。通常業務である、生活困窮者自立支援制度や、重層的支援体制整備事業など、法制度の内容を十分に理解し、住まい確保だけでなく、生活支援の充実に向けた情報収集、自己研鑽に努める。

欠員が出た際は、直ちにハローワークにて求人募集を行う。